

兵庫県立森林大学校管理規則

兵庫県規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例（平成28年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、兵庫県立森林大学校（以下「大学校」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(課程等)

第2条 条例第3条第1号に規定する教育を行うため大学校に置く専門課程及び学科の名称並びにその学年定員は、次のとおりとする。

専門課程	学科	学年定員
森林林業専門課程	専攻科	20人

(授業科目等)

第3条 授業科目及び時間数は、別表の基準により大学校の長（以下「大学校長」という。）が別に定める。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(休業日)

第5条 大学校においては、次に掲げる日には、授業を行わない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、夏期、冬期等において大学校長が別に定める日

2 大学校長は、必要があると認めるときは、前項に規定する日に授業を行い、又は同項に規定する日以外の日に授業を行わないことができる。

(入学の志願手続)

第6条 大学校に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを大学校長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 調査書
- (3) その他大学校長が必要があると認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類の様式は、知事が別に定める。

(入学試験)

第7条 大学校長は、入学志願者に対して筆記試験及び面接試験（以下「入学試験」という。）を行う。

2 入学試験の実施期日、場所、科目その他入学試験について必要な事項は、あらかじめ公告する。

(入学の許可)

第8条 大学校長は、入学志願者に対して、入学試験の結果に基づき、入学を許可する。

(入学の手続)

第9条 前条の入学の許可を受けた者は、所定の期日までに保証人と連記した誓約書(様式第2号)を大学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。
- 3 大学校に入学した者(以下「大学校生」という。)は、保証人が死亡したとき、又は保証人が保証人としての資格を失ったときは、速やかに変更後の保証人と連記した保証人変更届(様式第3号)を大学校長に提出しなければならない。
- 4 大学校生は、保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかにその旨を大学校長に届け出なければならない。

(休学)

第10条 大学校生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、休学願(様式第4号)に、医師の診断書その他休学しようとする理由を証明する書類を添えて、これを大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は、2箇月以上1年以内とする。

(復学)

第11条 休学した大学校生は、復学しようとするときは、復学願(様式第5号)に、医師の診断書その他休学の理由が消滅したことを証明する書類を添えて、これを大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第12条 大学校生は、退学しようとするときは、退学願(様式第6号)を大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 大学校長は、次のいずれかに該当する大学校生を退学させることができる。
 - (1) 病気その他の理由により学業を継続することができないと認められる者
 - (2) 休学の期間を除いて、修業年限の2倍の期間内に卒業することができない者
 - (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、指定期限内に当該授業料を納入しない者

(課程修了及び卒業の認定)

第13条 各学年の課程修了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績、出席状況等によって、大学校長がこれを行う。

- 2 大学校長は、卒業の認定をした者に対して卒業証書を授与する。

(表彰)

第14条 大学校長は、成績優秀で他の大学校生の模範であると認められる大学校生を表彰することができる。

(懲戒)

第15条 大学校長は、大学校生が次に掲げる者に該当する場合は、懲戒を加えることができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者

- (3) 大学校の秩序を乱す等大学校生としての本分に反した者
2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(授業料等の納入)

- 第16条 大学校生は、毎月分の授業料をその月の末日までに納めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、8月分及び最終学年の3月分の授業料にあつては、その前月の末日までに納めなければならない。ただし、当該期日後に復学した大学校生の当該月分の授業料の納入期限は、復学した日の属する月の末日とする。
- 3 授業料は、前2項の規定にかかわらず、6箇月分を取りまとめて納入することができる。この場合において、4月から9月までの期間分の授業料にあつては4月末日、10月から翌年3月までの期間分の授業料にあつては10月末日までに納めなければならない。
- 4 退学した者は、退学した日の属する月分の授業料を納めなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第10条第1項の規定により休学した大学校生の休学した日の属する月の翌月（月の1日から休学した大学校生にあつては、当該月）から復学した日の属する月の前月までの期間分の授業料については、納めることを要しない。
- 6 入学考査料は入学願書の提出の際に、入学料は入学を許可された際に納めなければならない。

(授業料等の免除)

- 第17条 条例第8条の規定により、知事が特別の理由があると認めて授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属している者
- (2) 経済的事情その他の理由により授業料等の負担が著しく困難な者
- (3) 第10条第1項の規定により休学した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者
- 2 授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が指定する日までに、授業料等免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、大学校長を経て知事に提出し、その承認を得なければならない。
- (1) 前項第1号に該当する者 福祉に関する事務所の長の証明書
- (2) 前項第2号に該当する者 申請者及びその家族の前年分の所得についての市区町村長の証明書、源泉徴収票又は収入状況を明らかにする書類その他知事が必要と認める書類
- (3) 前項第3号又は第4号に該当する者 知事が必要があると認める書類
- 3 大学校長は、前項の授業料等免除申請書の提出を受けたときは、必要な事項を調査し、意見書を添えて、これを知事に送付するものとする。
- 4 授業料等の免除を受けている者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を大学校長を経て知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、前項の規定による届出があつたとき、又は授業料等を免除する理由が消滅したと認めるときは、その免除を取り消すものとする。
- 6 知事は、第2項の申請について虚偽の事実が判明したときは、授業料等の免除を承認した日に遡ってその免除を取り消すものとする。

(研修の種類)

第18条 条例第3条第2号及び第3号に規定する研修の種類は、高度化研修及び一般研修とする。

2 前項に規定する研修の課程、科目、期間、受講者等研修の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(研修の受講手続)

第19条 前条に規定する研修を受講しようとする者は、知事が定める書類を知事に提出しなければならない。

(研修の受講の許可)

第20条 知事は、前条に規定する書類を提出した者のうち、相当と認めるものに対して研修の受講を許可する。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、大学校長が知事の承認を受けて別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(入学の許可等に係る準備行為)

2 第8条の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、第6条から第8条まで、第9条第1項、第16条第6項及び第17条の規定の例により行うことができる。この場合において、第7条第1項及び第9条第1項中「大学校長」とあるのは「知事」と、第17条第2項中「大学校長を経て知事」とあるのは「知事」と、同条第3項中「大学校長」とあるのは「知事」と、「調査し、意見書を添えて、これを知事に送付する」とあるのは「調査する」と、同条第4項中「大学校長を経て知事」とあるのは「知事」と、様式第2号中「兵庫県立森林大学校長」とあるのは「兵庫県知事」とする。